

吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める書面)

2024 年 4 月 1 日

株式会社ラクス

2024年4月1日

吸収合併に係る事後開示事項

大阪府大阪市北区鶴野町1番9号
株式会社ラクス
代表取締役 中村 崇則

当社は、2024年2月13日付で株式会社ラクス HR テック（以下「吸収合併消滅会社」という。）との間で締結した吸収合併契約に基づき、2024年4月1日を効力発生日として吸収合併（以下「本吸収合併」という。）を行いました。

本吸収合併に関する会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事項は以下のとおりです。

1. 吸収合併が効力を生じた日

2024年4月1日

2. 吸収合併消滅会社における法定手続きの経過

(1) 吸収合併をやめることの請求

吸収合併消滅会社は当社の完全子会社であったため、本吸収合併をやめることの請求について該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求

吸収合併消滅会社は当社の完全子会社であったため、反対株主の株式買取請求について該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求

吸収合併消滅会社は新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議

吸収合併消滅会社は、会社法第789条第2項及び第3項の規定に基づき、2024年2月26日付で官報に公告を行うとともに、同日付けで電子公告を行いました。所定の期間内に本吸収合併に異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における法定手続きの経過

(1) 吸収合併をやめることの請求

本吸収合併は、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求

本吸収合併は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

(3) 債権者の異議

当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2024 年 2 月 26 日付で官報に公告を行うとともに、同日付けで電子公告を行いました。所定の期間内に本吸収合併に異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本件吸収合併の効力発生日をもって、吸収合併消滅会社の資産、負債その他一切の権利義務を承継いたしました。

5. 吸収合併消滅会社が備え置いた書面

別添のとおりです。

6. 変更の登記をした日

2024 年 4 月 1 日

7. 上記のほか、吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

別添

吸収合併に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める書面)

2024 年 2 月 26 日

株式会社ラクス HR テック

2024年2月26日

吸収合併に係る事前開示事項

東京都新宿区西新宿六丁目22番1号
株式会社ラクス HR テック
代表取締役 西村 和倫

当社を吸収合併消滅会社、株式会社ラクスを吸収合併存続会社とする吸収合併を行うに際して、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づき開示すべき事項は、以下のとおりです。

8. 吸収合併契約の内容
別紙1のとおりです。

9. 合併対価の相当性に関する事項
完全親子会社間の合併につき、合併対価の交付はありません。

10. 合併対価について参考となるべき事項
該当事項はありません。

11. 吸収合併消滅会社の新株予約権の対価の定めに関する事項
該当事項はありません。

12. 吸収合併存続会社の計算書類等に関する事項
吸収合併存続会社は、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。なお、最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

13. 吸収合併消滅会社の計算書類等に関する事項
吸収合併消滅会社の成立の日における貸借対照表は、別紙2のとおりです。
なお、吸収合併消滅会社の成立の日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

以上

別紙1

吸収合併契約書

株式会社ラクス（以下「甲」という。）と株式会社ラクス HR テック（以下「乙」という。）とは、次のとおり合併に関する契約を締結する。

第1条（合併の方法）

1. 甲および乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併（以下「本合併」という。）する。
2. 本合併に係る吸収合併存続会社および吸収合併消滅会社の商号および住所は、次のとおりである。
 - 甲：吸収合併存続会社
商号：株式会社ラクス
住所：大阪府大阪市北区鶴野町1番9号
 - 乙：吸収合併消滅会社
商号：株式会社ラクス HR テック
住所：東京都新宿区西新宿六丁目2番1号
3. 甲は、会社法第796条第2項、乙は会社法第784条第1項の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ないで合併する。

第2条（効力発生日）

本合併の効力発生日（以下「効力発生日」という。）は、2024年4月1日とする。ただし、本合併手続きの進行に応じ必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第3条（無対価合併）

甲は、乙の発行済株式の全部を保有しているため、本合併に際して、甲の株式の割当てその他一切の対価の交付を行わないものとする。

第4条（資本金および準備金の額）

甲は、本合併によりその資本金および準備金の額を増加しないものとする。

第5条（権利義務の承継）

1. 甲は、2023年12月31日現在の乙の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日までの増減を加除した資産、負債その他の権利義務の全部を効力発生日において乙から引き継ぐ。

2. 乙は、2024年1月1日から効力発生日までの間の資産、負債その他の権利義務の変動につき計算書を作成し、その内容を明確にする。

第6条（善管注意義務）

甲および乙は、本契約締結の日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって業務の執行および財産の管理運営を行うものとし、その財産および権利義務に重要な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議の上、これを行う。

第7条（従業員の引継ぎ）

甲は、効力発生日をもって、乙の従業員全員を甲の従業員として引き継ぐものとし、細目について甲乙協議の上決定する。

第8条（解散費用）

効力発生日以降において、乙の解散に必要な費用は、すべて甲の負担とする。

第9条（合併条件の変更等）

本契約締結の日から効力発生日に至る間において、天災地変その他の事由により、甲または乙の資産もしくは経営状態に重大な変動が生じたときは、甲乙協議の上、合併条件を変更しまたは本契約を解除することができる。

第10条（規定外条項）

本契約に定めるもののほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い甲乙協議の上、これを決定する。

以上、本契約の成立を証するため、本書1通を作成し、甲乙記名押印の上、甲が原本を保管し、乙は写しを保管する。

2024年2月13日

甲 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目27番5号
株式会社ラクス
代表取締役 中村 崇則 ㊟

乙 東京都新宿区西新宿六丁目22番1号
株式会社ラクス HR テック
代表取締役 西村 和倫 ㊟

別紙2

貸借対照表

2023年 6月30日 現在

株式会社ラクスHRテック

(単位： 千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	171,914	【流動負債】	273,182
現 金 及 び 預 金	50,000	未 払 費 用	13,186
売 掛 金	110,626	契 約 負 債	234,514
商 品	11,288	賞 与 引 当 金	25,481
【固定資産】	511,233	負 債 の 部 合 計	273,182
【有形固定資産】	203	純 資 産 の 部	
工 具 器 具 備 品	203	【株主資本】	409,966
【投資その他の資産】	511,030	資 本 金	50,000
繰 延 税 金 資 産	511,030	資 本 剰 余 金	359,966
		そ の 他 資 本 剰 余 金	359,966
		純 資 産 の 部 合 計	409,966
資 産 の 部 合 計	683,148	負 債 及 び 純 資 産 合 計	683,148